2015年4月から子ども・子育て支援新制度の実施に向け、政府は子ども・子育て会議で議論を進めている。

この新制度は、子どもの権利条約や児童福祉法の基本理念にもとづいて制度設計をおこなうことが大切である。子どもの権利条約は、子どもに関するすべての事柄について「最善の利益を確保」することを求めている。児童福祉法は、第二条において国および地方公共団体の児童育成責任を明記している。

この点をふまえ政府は、以下の八点に留意し新制度の制度設計をおこなうことを強く要望する。

第一は、現在保育所に入所している障がいを持っている子どもが、新制度において保育を 受けることから排除されることがないようにすること。

第二は、保護者が求職中の場合子どもは、現行では 90 日間保育を受けることができると されているが、この点の弾力的な対応をおこなうこと。

第三は、施設型給付額を算定する方法は「質の高い教育・保育の一体的提供」を実施する ため、国の算定基準を示した「個別費用積み上げ方式」とすること。

第四は、民間の他職種と比較しても低すぎる保育士の処遇改善をはかること。

第五は、新制度の実施にあたっては、子ども・子育て関連三法の参議院での付帯決議に示されているよう「財源の確保に最大限努力」を行なうこと。

第六は、新制度の実施にあたっては、公私の教育・保育の質を一体的に整えるため、現在 一般財源化されている公立保育所においても「施設型給付」に統一すること。

第七は、保育料は現行水準から引き上げることはせずに、保護者の負担軽減をおこなうこと。

第八は、新制度の制度設計にあたっては、実施主体である市区町村と保育関係者の意見を聞き、それをふまえた制度とすること。また新制度の実施にあたっては、国として国民への説明を尽くすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 提出先

内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当(少子化対策)大臣、衆議院議長、参議院議長